

## **臨時休講措置**

次の①②③のいずれかに該当する場合、授業は休講となります。

- ① 暴風警報または大雪警報が京都府南部に出された場合
- ② 台風等の災害やストライキ等のために京阪バス(山科・醍醐地域系統)と地下鉄東西線が両方とも不通になった場合
- ③ 上記②が運行中でも下記の4交通機関のうち、3交通機関以上が不通の場合

JR西日本(大阪から草津を基準とします)

阪急電車(京都線梅田から四条河原町を基準とします)

近鉄電車(京都から橿原神宮前を基準とします)

京阪電車(本線・淀屋橋から出町柳を基準とします)

※上記の暴風警報等の解除・交通機関の開通の場合は、次の原則で授業を開始します。

- a. 午前6時30分までに解除・開通になった場合は平常通り授業を行います。
- b. 午前10時までに解除・開通の場合は第3講時(13時)から授業を行います。
- c. 午前10時を過ぎても解除・開通しない場合は全日休講となります。

### \*注意点

#### ①について

大雨警報は休講となりません。

#### ②について

京阪バスの山科・醍醐地域系統以外の路線の不通は休講となりません。

京阪バス(山科・醍醐地域系統)と地下鉄東西線のどちらかが運行されている場合は、休講となりません。

#### ③について

基準以外の地域・路線の不通は休講となりません。

例) 阪急宝塚線・神戸線、京阪京津線、叡山電鉄、京福電車、JR東海道本線大阪以西草津以東・環状線・湖西線山科以東・東海道山陽新幹線、南海電鉄、近鉄奈良線、大阪市営地下鉄、京都市営地下鉄烏丸線

基準の4交通機関のうち3交通機関以上が不通の場合です。京阪本線のみ不通、JRのみ不通、阪急と近鉄が不通のような場合は休講となりません。